



【第 67 回】 2014 年 2 月 21 日 森信茂樹 [中央大学法科大学院教授 東京財団上席研究員]

## 米国ニューエコノミーを作った 法人税改革とパススルー税制に学ぶ

米国経済は、80年代から90年代にかけてニューエコノミーを作り上げ今日の繁栄につなげている。既存の重厚長大産業からIT産業への新陳代謝を遂げたのだが、その要因として、レーガン2期の法人税率引き下げとクリントン時代のパススルー事業体LLCの活用があげられる。わが国アベノミクスがそこから学ぶ点は多い。

### 成長戦略実施に不可欠な 法人税改革と新たな事業体

アベノミクスの三本目の矢は、「日本再興戦略」と称されている。しかし「日本経済の再興」が、円安・株高になったことによる既存重厚長大産業の業績回復だけでは、外部環境が変化すればまた経済不振に陥りかねない。

「再興」というからには、企業家のアントレプレナーシップを刺激し、新規企業を興し、経済活動の新陳代謝を図り、わが国経済の若返りを図るものにする必要がある。

参考になるのは、80年代、90年代の米国経済政策・税制で、製造業からIT産業への転換と若返りが図られ、経済の重心が東海岸から西海岸へシフトした事実である。

私は、80 年台半ばのレーガン大統領の 2 期目の前後に、ロサンゼルス領事館に経済担当領事として勤務し、米国経済の変貌を目の当たりにした経験があるので、それを踏まえて考えてみた。

## レーガン 2 期目の法人税改革は なぜ税制改革のお手本と言われるか

まずはレーガン第 2 期(1986 年)の法人税改革である。

この改革は、税収は変えずに、「課税ベース(税を課税する対象)を拡大して税率を引き下げる」もので、税制改革のお手本とも金字塔とも称されている。

課税ベース拡大には、特定の事業者・事業を優遇する特別措置を廃止し、公平な税制にするという意味がある。その財源で「税率を引き下げる」ということになると、皆の負担を等しく軽減するので、投資効率が高まり新規企業が興りやすい条件整備につながる。

「課税ベースを拡大して税率を引き下げる」というと、経済界から「それでは企業の負担は変わらないではないか」という声上がるが、そうではない。この税制改革の最大の意義は、産業構造を変える、それにより新陳代謝を図ることである。

このあたりのことを、政策立案者で、私の友人でもある元財務次官補のロナルド・パールマン氏が、02 年 3 月 26 日の税制調査会総会で講演している。わかりやすくアレンジしながら引用してみよう。

「レーガン税制改革の哲学は、市場こそが、経済行動を調整する最善の手段と信じていたことである。これまでとってきた、特別な所得控除や税額控除などによって企業行動に影響を与えようとする試みは、効果ははっきりせず、経済効率の向上にも役立たなかった。むしろ経済活動に歪みをもたらす非効率で、結局高くつく政策だ」

「特定のグループや特定分野の企業を優遇する租税特別措置は、いったん法律になると、期待される成果を生まないだけでなく、減税以外のメリットに見合

わなくても、経済に予期せぬ歪みを生じさせようとも、廃止するのは困難となり既得権化する」

「長期的な経済成長のためには、政府は企業的意思決定には介入せず、いろいろな経済活動に対する実効税率の格差を最小にするような税制こそが必要だ」

として、重厚長大産業に恩恵の偏る特別措置である、加速度償却の縮減や投資税額控除の廃止などによって課税ベースを拡大しつつ、税込中立、つまり全体としての税収は変えないで、法人税率を46%から34%へ引き下げたのである。

当時の米国は、レーガン1期の経済政策による大幅な財政赤字の拡大に悩まされていただけでなく、東海岸の重厚長大産業が受ける優遇税制が、公平性の観点から国民的な非難を浴びていた。連日新聞に、企業が、加速度償却の「権利」をリースなどを活用して売買する事例が報道され、問題となっていたことを記憶している。

レーガン2期の税制改革は、それらの優遇税制を大幅に削減・廃止し、これから事業をしようとする者を含め、あらゆる事業が減税の恩典を受けるように変えた大変ドラスティックなものであった。

ただ、このような政策が、当時西海岸に起こりつつあった大学発のベンチャー起業家を刺激し、IT産業興隆の基礎を築くには、もうひとつ重要な「条件」が必要であった。

## **知恵のある者と カネのある者を結びつける**

大学発ベンチャーを事業に乗せて行くには、「資金はないが知恵のある者と、知恵はないが資金は豊富な者」とを組み合わせること、つまり投資家から資金を呼び込むことが必要である。

そのために必要な第 1 番目の条件は、利益分配の柔軟性、つまり事業が成功したときの利益配分を当事者間で自由に取り決めることである。

事業家とすれば自らのアイデアは絶対と信じているし、投資家としては、海のものとも山のものとも知れない事業にカネを投資することのリスクの高さを認識すれば、利益配分は可能な限り多くしたい。

そこで、事業が成功した際の利益分配について、お互いのバーゲニング(交渉)で自由に取り決めることができる事業体が必要となる。つまり、株式会社に課されているような規制のない、内部規律の自由な取り決めができる事業体である。

株式会社組織では、出資額に応じて株式が与えられ、利益配分は持ち株比率に応じなければならないが、LLCは参加者の間で合意すれば、発言権や利益分配は自由である。

次に、投資家にとっては、投資が失敗したときにその損失を他の利益と相殺できる仕組みが必要である。つまり、事業の際の損失をいかに最小限のとどめることができるか、という点への配慮が投資家のリスクテイク能力を高めるのである。

このような 2 つの条件を持つ事業体として、LLC(リミテッド・ライアビリティ・カンパニー)が活用された。

内部規律が自由で、法人格を持つが税制上はパススルー税制、つまり法人税はかからず出資者に直接課税されるという事業体である。

これを使えば、事業体段階(法人段階)での課税はなくなるうえ、損失ができれば直接出資者の損失となるので他の所得と損益通算できるので、リスクテイクしやすくなり、新規事業への投資を可能にするのである。株式会社では、利益が出れば配当として分配することができるが、毎年の損失を取り込むことはできない。

そしてクリントン政権時代にその種はニューエコノミーとして開花した。

2004年に出されたブッシュ大統領税制諮問委員会の報告書には、「今やLLC等パススルー事業体を通じた利益は、法人(C corporation)を上回るものとなっている」という記述がある。

## LLCのパススルー税制を特別法で導入する

実はわが国も米国LLCを日本に導入しようと、06年に会社法を改正して合同会社(日本版LLC)を導入した経緯がある。

合同会社は、出資者の有限責任が確保され、会社の内部関係については柔軟な規律が適用され、法人格を持つ新たな会社類型である。

しかし税制面で、パススルー税制が組み込まれなかったために、資金の出し手のリスクテイクを促進する機能が欠如し、その結果ベンチャー事業にはほとんど活用されていない。

そこで、この合同会社(日本版LLC)をパススルー税制にしてリスクテイクの促進を図ることが求められる。パススルー税制の本格的な導入には、租税回避を防止するためなどに時間がかかる。自由な利益配分を認めれば、恣意的な利益の移転ができるので、容易に租税回避が行われるからだ。

そこで、例えば産業競争力強化法に新型LLCを位置づけて、パススルー税制に必要な要件を定める形で導入してはどうか。その際には、出資比率と異なる利益の分配は認めない、出資人数や持分の譲渡を制限するなど租税回避防止のための最小限の制限をする。

合同会社の特色である内部自治の柔軟性を損なうので、使い勝手が多少悪くなるが、ベンチャー事業や東北の漁業復興事業、TPPがらみの農業の共同事業には十分活用できる。(DOL第6回「復興税制特区はビジネスを呼び込むために法人税のかからない『合同会社』で」参照)

アベノミクス第3の矢の成長戦略として、法人税改革と新型LLC、つまりパススルー税制付きの合同会社の創設がうまく絡み合って、わが国産業が新陳代謝を遂げることを期待する。

【お知らせ】

昨年暮れに、筆者の編著で『**合同会社(LLC)とパススルー税制**』（金融財政事情研究会）が出版されました。こちらもご参考ください。